

令和3年12月13日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報基準の地震による
暫定基準を適用した運用の見直し～
(令和3年2月14日付配信資料に関するお知らせ関連)

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震により宮城県・福島県・栃木県で震度5強以上を観測した市町村の暫定基準の運用を見直し、令和3年12月21日に通常基準での運用に変更します。

令和3年2月13日23時08分頃の福島県沖の地震により、宮城県・福島県・栃木県で震度5強以上を観測した市町村においては、地盤の状態の変化に伴い降雨の際の土砂災害の危険性が通常より高くなっている可能性を考慮し、土砂災害警戒情報の発表基準及び大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準を通常より引き下げた暫定基準を適用して運用してきました。

今般、宮城県と仙台管区气象台、福島県と福島地方气象台、栃木県と宇都宮地方气象台が、降雨及び土砂災害発生状況並びに土砂災害警戒区域等の点検結果に基づき検討を行った結果を踏まえ、土砂災害警戒情報及び大雨警報・注意報の暫定基準を適用した運用について、令和3年12月21日13時（日本時間）より下記のとおり見直します。

記

暫定基準を適用した運用を見直し、通常の基準を適用して運用する市町村、区域

対象の県	暫定基準を設けている対象の市町村 (市町村内で発表対象区域を分割している場合は、その区域)
宮城県	蔵王町、石巻市、岩沼市、登米市、川崎町、亘理町、山元町、仙台市西部、仙台市東部、塩竈市、白石市、名取市、角田市、栗原市東部、東松島市、大崎市東部、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村、涌谷町、美里町
福島県	相馬市、新地町、国見町、福島市、郡山市、郡山市湖南、須賀川市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、広野町、檜葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村、葛尾村、富岡町、いわき市、二本松市、大玉村、田村市、小野町、鏡石町、玉川村、矢吹町、泉崎村、中島村、浅川町、白河市、猪苗代町
栃木県	高根沢町、那須町

以上